

## 長岡市公共建築物等における木材利用の促進に関する基本方針

平成25年 3月29日

この基本方針は、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、新潟県が定めた「公共建築物等における県産材利用推進に関する基本方針」（平成23年10月12日）に即して、法第9条第2項に掲げる長岡市が整備する公共建築物における木材利用の促進のための施策に関する基本的事項、公共建築物における木材利用の目標、及びその他の利用の促進に関し必要な事項等を定めるものである。

### 第1（趣旨）

市の公共建築物等における地域産材を利用した木造化・木質化等を促進することにより、二酸化炭素吸収源として地球温暖化の防止へ貢献するなど、森林の有する公益的機能の発揮や、再生産可能な木材を積極的に活用することによる循環型社会の構築など、市民の安全で快適な生活環境の確保を図るとともに、林業・木材産業の振興や適正な森林整備の促進などに資することを目的とする。

### 第2（用語の定義）

この方針に使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「公共建築物等」とは、公の建築物及び建築物以外の施設・設備・構造物関係（広義の公共的な施設）をいう。
- (2) 「公共建築物」とは、公の建築物（付帯設備・設備を含む）をいう。
- (3) 「公共土木工事」とは、公共発注土木工事をいう。
- (4) 「木造化」とは、建築物の新築、増築及び改築に当たり、構造耐力上主要な部分（柱、梁、壁、桁、小屋組み等）の全て又は一部に木材を利用することをいう。
- (5) 「木質化」とは、建築物の内装、外壁等及び工作物に木材を利用することをいう。
- (6) 「地域産材」とは、長岡市内および新潟県内の森林から生産された木材をいう。
- (7) 「木質バイオマス」とは、木質系の再生可能な生物由来の有機性資源のことをいう。

### 第3（木材利用の促進のための施策に関する基本的事項）

市は、法第4条に規定する市の責務を踏まえ、公共建築物等の整備において自ら率先して地域産材の利用に努める。

### 第4（公共建築物等における木材利用の目標）

- 1 市が新築、増築及び改築する公共建築物は建築基準法その他の法令に基づく基準に

において耐火建築物とすること又は主要構造部（壁・柱・床はり・屋根・階段など）を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において木造化に努める。

なお、木造化が困難な公共建築物は混構造の検討や内装等の木質化に努める。

- 2 木造化及び木質化の実施にあたっては、地域産材の使用に努める。
- 3 公共土木工事においては、景観・周辺等との調和などの面から木材の使用が適当な場合、地域産材の使用に努める。
- 4 市が所管する公共建築物等において、テーブルやベンチ、いす、書棚等の造作家具・備品類には、地域産材を用いた製品の使用に努める。
- 5 市が所管する公共建築物において、木質バイオマスの利用に当たり、可能なものについては地域産材を使用した製品の活用に努める。

#### 第5（公益法人等への要請）

- 1 市は、市関係公社及び公益法人等が行う施設の整備について、この方針の目的を踏まえて、地域産材の利用を要請する。
- 2 市は、国又は地方公共団体以外の者であって公共建築物を整備する者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者に対して、相互に連携を図りながら、この方針に基づく木材の利用の促進及び木材の適切な供給の確保に努めるよう要請する。

#### 第6（PR及び普及）

- 1 市は、公共建築物等における木材の利用の促進の意義等について市民に分かりやすく示すよう努める。
- 2 公共建築物等の管理者等は、多くの市民が木造施設に触れ親しみ、木材の持つ良さや木材利用の意義を知ることのできるよう、関係する木造施設のPR及び普及に努める。

#### 第7（情報提供）

市は、品質が確保された地域産材利用に関する流通及び製品等に関する情報の収集・提供に努める。

#### 第8（適用）

この方針は、平成25年 3月29日から適用する。

## 長岡市地域産材利用の取組方針

平成25年 3月29日

### 1 低層の公共建築物 「基本方針第4の1」

低層の公共建築物とは、高さ13m以下かつ軒高9m以下で、延べ床面積3,000㎡以下の建築基準法において耐火性能の求められない建築物をいう。

### 2 木造化が困難な公共建築物 「基本方針第4の1」

木造化が困難な公共建築物とは、次のとおりである。

(1) 建築基準法等の規定により、現状では構造計画やコストの面で木造化することが困難なもの。

(2) 防災上重要な施設、危険物を貯蔵する施設、など当該建築物の求められる機能等の観点から木造化に馴染まない又は木造化を図ることが困難と判断されるもの。

(3) その他やむを得ない事由により木材の使用が適当でない理由があるもの。

### 3 混構造による木造化 「基本方針第4の1」

木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も検討する。

### 4 市有施設の備品及び消耗品 「基本方針第4の4」

備品及び消耗品の導入においては、木材の使用が適当でない場合を除き、地域産材をはじめとした木材活用製品の導入に努める。

### 5 公益法人等への要請方法 「基本方針第5」

市関係公社及び公益法人等が行う施設の整備について、各部局は、所管している国庫補助事業、県費補助事業及び市費補助事業の運用などにおいて、地域産材の利用が図られるよう努める。